参画・協働の取組状況

資料2

1 市民参画・協働に向けた取り組みの分類

熊本市においては、「まちづくり戦略計画」において、「市民協働で築く自主自立のまちづくり」をまちづくりの進め方として掲げ、市民参画・協働の視点をもって事業を進めている。

（出典：熊本市まちづくり戦略計画・実施計画を基に集計・再掲含）

大分類	小分類	説　　明	具体的な事例	H17年度	H18年度	H19年度
I 情報共有	①積極的な情報提供	事業の事前説明会や進捗状況の報告等を市民に対して早い段階から、積極的に実施している場合に該当（単なる行政サービス情報のお知らせ等は除く。）	出前講座 早い段階の事業説明会 予算要求状況・査定理由・結果の公表　等	16	24	58
II 参　画	②市民意見の募集・反映	行政が立案、実施する事業について、審議会等における委員公募、公聴会、説明会、意見交換会、パブリックコメント、シンポジウム、アンケート等により市民の意見を把握し、反映させている場合に該当	総合計画…パブリックコメント・オープンハウス実施 地域コミュニティセンター・公園建設等…住民の意見を取り入れた設計　等	54	80	107
	③市民の事業・イベント等への参加	行政が立案、実施する事業やイベントに、市民が主体的に参加することで、事業の推進を図っている場合に該当	雨水浸透枡設置促進 熊本城復元基金　等	6	11	25
III 協　働	④活動の側面的支援（情報提供、補助等）	市民が主体的に行う事業に対して、行政が情報の提供や人的補助・金銭的補助等を通じて、市民活動の側面的支援を行っている場合に該当	幼年消防クラブなどの活動の支援 エンゼル基金による活動費支援　等	25	50	57
	⑤関係団体、機関、事業者等との連携・協力	市民と行政、または市民と市民とが、連携・協力のもと事業を実施している場合に該当	くまもと市民食農応援団との連携・協力し、「食と農を考えるシンポジウム」開催 ナイストライ事業　等	64	97	126
	⑥NPO・ボランティアの育成	NPO・ボランティアとともに事業を実施することで、NPO・ボランティアの育成や協力体制の確立を図っている場合に該当（行政が立案・実施する事業に限らない。）	8020運動推進ボランティアによる地域の歯科保健活動 市民病院や動物園におけるボランティア活動　等	39	46	51
	⑦事業・イベント等の共催	市民と行政が、協働体制で事業やイベントを実施している場合に該当	「エコパートナーくまもと」との共催による環境フェアの開催、健康づくり団体との協議により市民健康フェスティバル開催　等	11	25	28
	⑧事業の委託	事業の効果や質等を高めることを目的に、事業を市民公益活動団体に委託している場合に該当	学校夜間開放事業の学校管理人業務を各総合型地域スポーツクラブに委託　等	3	4	7
	⑨市民による主体的取り組み、行政によるその推進	事業の実施にあたって、行政が立案、実施するのではなく、市民が主体的に取り組みを行っている場合に該当	住民主体による冒険遊び場（プレイパーク）の開設・運営　等	18	32	36
	⑩参画・協働の仕組みづくり	条例、規則、実施要綱等を作成し、参画・協働の仕組みづくりを行っている場合に該当	市民協働モデル事業の実施 「PI（パブリックインボルブメント）マニュアル」を策定　等	2	5	9
			合計（再掲含）	238	374	504

【注】市民参画・協働という場合の市民とは、個人だけではなく、市民公益活動団体（自治会等の地域地縁団体・ボランティア団体・NPO等）、企業等も含む。

※市民と行政の協働の概念

市民が主体で取り組むもの	市民がイニシアティブをとり、行政が補完し取り組むもの	行政がイニシアティブをとり、市民が補完し取り組むもの	行政が主体で取り組むもの

（市民）<――――――

2 協働の6つの形態

（出典：熊本市市民が公益活動に取り組むための指針）

形　　態	説　　明
① 情報提供・情報共有	市民活動団体間で、或いは活動団体と行政の間で、協働に関する提案、意見、市民のニーズなどについて、相互に情報を交換すること。
② 後援	市民活動団体間で、或いは活動団体と行政の間で、相互に後援という形で名を連ねること。後援により、その事業に対する社会的な理解や関心、信頼が増す効果があります。
③ 政策提案	市民活動団体が有する専門的な知識、技術や、地域に密着したきめの細かな活動経験の蓄積をもとに、行政の施策に対して先駆的な企画等を提案すること。
④ 事業協力	各々の団体がそれぞれの特性を生かし、一定期間継続的な関係のもとで協力して事業に取り組むこと。
⑤ 共催	共催（合同企画、企画参画）とは、複数の団体が協力し、事業主体（主催者）となって事業を行うこと。なお、市民活動団体間で、或いは活動団体と行政で構成された「実行委員会」や「協議会」という形態も、共催の一種です。
⑥ 協定・契約	市民活動団体の柔軟性・機動性・専門性等を活用して、より効果的できめ細かな事業を進めるため、市民活動団体間で、或いは活動団体と行政の間で、協定・契約を結び事業を委ねること。 この場合、特に行政は、財政的なコスト削減のみを目的とせいず、団体の専門性・特性等を生かした、より良い事業展開が図れること等を、共通の目的としていくことが重要です。